

特定建築物及び防火設備の定期報告制度 ～倉敷市における取り扱いについて～

令和7年7月1日施行の告示改正により、建築基準法に基づく定期報告制度における調査及び検査の合理化や新技術の活用を可能とするため、調査結果表等が見直されました。

倉敷市では、倉敷市建築基準法施行細則（以下、「市細則」）により、令和7年7月1日以降も、常時閉鎖式防火扉及び換気設備等については、特定建築物定期調査の調査項目となります。（なお、防火設備定期検査、建築設備定期検査の項目に変更はありません。）

【調査項目】防火扉 ※告示改正前と同様

防火設備検査（法12条3項）	特定建築物調査（法12条1項）
随時閉鎖式防火扉のみ対象	常時閉鎖式防火扉のみ対象 （市細則に規定）

【調査項目】換気設備等 ※告示改正前と同様

- ・「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」の作動状況
- ・「換気設備」、「非常用の照明装置」の物品の放置状況

建築設備検査（法12条4項）	特定建築物調査（法12条1項）
対象外	対象（市細則に規定）

1. 調査又は検査方法

（1）特定建築物調査について

「平成20年国土交通省告示第282号」及び「市細則別表第3」のとおり調査し、市長が定める調査結果表にて報告してください。（3年ごと）

また、各階平面図に防火区画の明示が必要になります。

（2）防火設備検査について

「平成28年5月2日国土交通省告示第723号」のとおり検査し、検査結果表にて報告してください。（毎年）

2. 令和7年7月1日をまたぐ調査又は検査

令和7年7月1日より前に着手した場合は、従前の調査結果表又は検査結果表に従って行い、令和7年7月1日以降に着手する場合は、改正後の調査結果表又は検査結果表に従って行ってください。

3. その他

調査項目（スプリンクラー設備）の追加などの改正もありますので、改正後の調査結果表をご確認ください。様式は、建築指導課HPからダウンロードしてください。

■お問合せ先

倉敷市建築指導課 指導係 TEL：086 - 426 - 3501

ダウンロードはこちら→

